

## 海外情報

### 「小さな都市国家」の香港

国税庁長官官房国際業務課  
在 香港  
竹 内 之 真

目 次

1 歴史	140
2 経済自由度 No.1	141
3 財政	142
4 税制	142
(1) 税務組織	143
(2) 「賦課決定制度」と「所得分類制度」	144
(3) 法人に対する課税	144
(4) 給与所得税	144
(5) 税率	145
(6) 滞納整理	145
(7) 滞納者の出国阻止制度	146
(8) 異議申立と不服審査	146
(9) 納税方法	146
(10) 納税者の権利救済	147
(11) 税務調査に関する事務運営の特徴	147
5 最近の動向	147
(1) 消費税の導入	147
(2) 相続税の廃止	148
(3) 環境課税の導入	148
6 会社の設立	148
7 電子申告	149
8 職場研修制度	149
9 国際課税と事前確認制度	150
10 税理士制度	150
11 最後に	150

1 歴史

1997年7月1日、香港は中国に返還され、香港特別行政区（以下、香港という）が誕生しました。このとき発表された中国・英国共同声明により、香港は「一国二制度」の原則の下、これまでどおり「政府は市場に積極的に介入しない」とする「レッセフェール政策」を引き続き運営することが保証されました。この共同声明によれば新しい主権者となった中国は、香港が返還後50年間、現状の経済・社会制度を維持することを承認しています。その詳細については、香港の小憲法である香港特別行政区基本法が規定しています。

香港の中国返還にあたり、意外と知られていないのが香港の歴史です。香港は行政的に「香港島」、「九龍」、「新界」と3つの地域からなっ

ています。この区分は香港が植民地化される過程と深く関係しています。明から清（1368年～1912年）の香港は、寂れた漁港でした。この香港が歴史の表舞台に登場するのは、清と英国が戦ったアヘン戦争に敗れたときから始まります。

「香港島」は、1841年のアヘン戦争中に英国により占領され、翌年の42年、南京条約により永久割譲されました。永久割譲ということですから、永久に譲り渡したということです。その後1860年の北京条約で「九龍」も英国に永久割譲され、1898年には、「新界」を香港境界拡張専門条約により英国が99年間の期限付きで租借しました。この租借期限が1997年6月30日ということです。

その後、1941年12月25日、日本の真珠湾攻撃からわずか2週間余り後に日本軍が香港を

占領し、以後3年8ヶ月にわたり日本が香港を統治しました。この間、日本が香港民間人への過酷な弾圧や物資の奪取などを繰り返してきたことは、今の日本人にはほとんど知られていませんが、香港の人々の間では忘れることのできない歴史として語り継がれています。

さて、1997年「新界」の租借期限切れを向かえて、中国は英国に永久割譲された「香港島」と「九龍」も当時の清との間に結ばれた不平等条約に基づくものとして全面的な返還を主張しました。当時の新聞報道を読みますと、当初英国は「返還義務のあるのは租借していた「新界」部分のみなので、香港全土を返還する必要はない」と考えていたようです。しかしながら、今や香港の「新界」部分は香港全面積の92%を占め、人口も「新界」のニュータウン化が進み、香港全人口の50%を占めていたのです。英国は、「新界」を返還してしまえばもはや現状の香港を維持することはできないと考え、返還後の香港に自治権を与えることを引き換えに香港全土返還に合意しました。

この合意により1997年7月1日午前零時の時報とともに、「中華人民共和国香港特別行政区」が誕生したわけです。

返還に伴い、学校の教育も英語による授業から母国語（広東語）による授業に切り替えが進みました。しかしながら、英語が話せないと就職できない事情もあり、香港の親は子供に英語を学ばせることに熱心です。返還当初は、中国の標準語である北京語を学ぶ傾向があったのですが、最近では英語を中心とした教育に戻りつつあります。香港の財界や政界ではきれいな発音の英語を話します。彼らの大半は、英国やアメリカの大学の留学経験があります。

## 2 経済自由度 1

米国のウォールストリートジャーナル紙が毎年発表している「経済自由度」のランクでは香港が11年連続で1位を獲得しています。現在日本では構造改革ということで様々な規制緩和を行っていますが、究極の規制緩和を実施している都市が香港であると思います。香港では銀行で個人顧客が大口預金をする場合、窓口担当者との利率交渉が可能です。また会計事務所の料金表も日本のように基準価格がないため、事務

所間の価格差がかなりあります。病院についても公立病院と私立病院とでは診療報酬の差がケタ違いに大きくなっています。例えば子供の出産費用を例に取りますと、公立病院では出産費用が入院費込みで日本円約6千円なのに対して、私立病院の中でも格差がありますが、日本人駐在員御用達の私立病院では子供1人出産するのに約100万円を要します。サービスも値段が違うのと同じように公立病院では、風邪で診察してもらうのに何時間も待たなくてはなりません。私立病院では原則予約で、待ち時間は長くても30分程度です。診察時間も私立病院は、公立病院と違い長めで、患者が納得行くまで症状を聞いてもらえます。また、英語ができない患者のために通訳サービスも完備しています。このように公立と私立とではかなりの差があります。

また、銀行サービスも国際金融都市だけあって日本の銀行サービスと少し違います。私の経験から香港の銀行口座について説明します。私が保有している香港上海銀行では、3つの総合口座があります。上位から順にプレミア、パワーバンテージ、スーパーイーズとなっています。プレミア口座は100万香港ドル以上（日本円で約1400万円）預金する必要がありますが、サービスはその分厚くなっており、専用担当者が付いて、窓口で並ぶ必要もなく、プレミア口座をもっている者しか入れないコーヒーが完備された広々としたサロンで対応してくれます。通常香港人は一般的にパワーバンテージ口座を持っており、もちろんこの口座は私のような非居住者でも持つことができます。ただし、非居住者の場合、口座開設には紹介者が必要です。窓口で住所、電話番号等を書類に記入した後、すぐに銀行カードと小切手帳が渡されます。パワーバンテージ口座の利点としてインターネットでの取引が可能ということが挙げられます。日本に帰国してもパソコンを使って、香港内の銀行はもとより日本の銀行口座への海外送金も可能です。またインターネットで株式や投資信託の売買も可能です。香港人は全員当座預金を持っているのが普通なので、当座預金の口座の残高を常にチェックする必要があります。地下鉄、百貨店、ビルのいたるところに銀行ATMが設置され、口座の照会が24時間可能です。

もちろんインターネットでも口座照合ができます。銀行はいつ行っても長い列ができており、米ドルを香港ドルに換金する者や香港ドルを他国の通貨に換金する者などで賑わっており、国際金融都市としての香港を見ることができます。

### 3 財政

「レッセフェール」から来る「小さな政府」の香港の税制の特徴は、税制の簡素化と低税率です。ちなみに2005年度の日本の法人税に該当する事業所得税率は、17.5%、個人の給与所得税率は、16%と低率です。この低率でよく歳入が確保されていると思うのですが、これを可能にしているのが手数料収入や政府の土地売却収入等です。

(表1) 2004年度 歳入内訳

項目	金額 (千香港ドル)	割合(%)
関税	6,422,286	2.2
固定資産税	11,166,687	3.8
租税収入	105,719,724	35.9
車両税	2,724,071	0.9
罰金	845,765	0.6
ロイヤリティ	1,676,224	0.6
土地売却収入	14,119,584	4.8
貸付償還	138,673,204	46.6
公共事業	2,877,246	1.0
各種手数料	10,548,649	3.6
合計	294,773,440	100.0

(出典:財務省 HP 資料)

(表1)を参照してください。2004年度の歳入内訳を見ますと、土地売却収入は、約141億香港ドル(日本円で約1974億円)あり、歳入全体の4.8%に当たります。租税収入は、全体の35.9%を占めています。現在香港では、日本と同じように少子高齢化が急速に進んでいます。香港人だけの出生率は1.0%さえ割り込んでいます。また中華人民共和国建国前後に香港に流入し、戦後の香港の工業化を担った人々が退職年齢を向かえたので、老年人口は増加しています。公的な健康保険や年金制度を持たない香港にとって、2003年に勃発した新型肺炎 SARS

による経済の影響は深刻でした。特に多数の死者を出した老年者は公的な社会保障制度を持たない香港では低所得者層であり、社会的な弱者でもあります。病気になっても公的な病院さえ行けない者が多く、このためにSARSが広範囲に広がったとも言われています。このような状況の中、歳出にもその影響が出てきており、年々福祉関係支出が増加しています。「自己責任」だけでは香港が成り立たなくなってきました。

最近の話題としては、中国・香港間で関税が撤廃されるという動きがあります。中国はWTO加盟に際して、将来においてWTOが指定している品目についての関税を廃止し、外国の企業にも銀行、証券、保険等の業種を開放することを公約しました。そこで香港は中国政府と1年半にわたる協議の結果、中国市場に進出する香港企業(香港にある多国籍企業も含む)に対して中国が香港製品の関税を撤廃するという画期的な協定、経済・貿易緊密化協定(Closer Economic Partnership Arrangement)に平成15年6月29日付で双方署名しました。これにより、WTOへの公約実現を前にして香港に対してのみ前倒しすることになったわけですが、この協定は、貿易、サービス、貿易と投資手続きの簡素化の3つの分野を対象としています。特に貿易及びサービスについては、平成16年1月1日から「香港製品」の対中輸出にゼロ関税が適用されています。この協定により、中国本土より税制上の利点や知的財産保護をはじめとする健全で透明な法制度を背景にして、高付加価値製品を香港で製造するようになるのではと予想されています。

### 4 税制

「小さな政府」を目指している香港の税制は、当然ながら日本と比較してもかなりの違いが見られます。香港における主要な税法は内国歳入法(Inland Revenue Ordinance)であり、香港がまだ英国の植民地であった1947年に制定されています。法令の実務的な解釈に際しては、英国と同様、判例が重要な役割を果たしています。また、通達が公表されており、法令に対する課税当局の解釈指針として実務上重視されています。この通達は、課税当局のホームページ上で公表されています。

香港の税制の特徴を挙げますと、ひとつは日本と比べて税金の種類が少ないことが特徴です。所得に対する税は、事業所得税、給与所得税、不動産所得税に限定されています。住民税及び事業税もありません。また最近その導入の有無が問題になっている消費税もありません。関税、贈与税もなく、物品税は、自動車、ガソリン、酒、タバコ、化粧品等の一部の物品に限られています。2005年度からは、相続税も廃止されました。

2番目に、外国投資家に対する優遇税制は存在しないことです。事業所得税自体が低率であり、オフショア所得並びにキャピタル・ゲインが非課税となっており、これらは内外全ての企業に認められています。

### (1) 税務組織

日本の国税庁に該当する機関は、内国歳入局 (Inland Revenue Department、以下IRDという) が該当します。日本の国税庁長官に当たる内国歳入局長官 (Commissioner) は日本の国会にあたる立法評議会の承認を受けて、内国歳入法の規定を実施するための規則を制定する権限が与えられています。更に、内国歳入委員会 (Board of Inland Revenue) はその権限において、内国歳入法の規定を実施するために必要な税務関係書式を定めています。内国歳入委員会は財務長官 (Financial Secretary) とその他4人の委員によって構成されています。IRDは、内国歳入局長官を筆頭に、内国歳入局長官代理 (Deputy Commissioner)、内国歳入局次長 (Assistant Commissioner)、査定官 (assessor)、調査官 (inspector) 及び徴税官 (Collector of Taxes) によって補佐されています。以上の人たちによってIRDは構成されています。

組織は、内国歳入局長官を筆頭に、その下に2名の内国歳入局長官代理が配置されています。担当は技術担当と事務担当に分かれています。技術担当の内国歳入局長官代理の下に長官部門、1部門、2部門が配置され、事務担当の内国歳入局長官代理の下に3部門、4部門、長官官房が配置されています。各部門の責任者として、それぞれの部門に内国歳入局次長 (Assistant Commissioner) が任命されています。

各部門の具体的な事務担当は、次のとおりです。

- 長官部門・・・訴訟、租税条約、監察
- 1部門・・・事業所得税 (法人)
- 2部門・・・事業所得税 (個人)
- 3部門・・・徴収、印紙税
- 4部門・・・税務調査
- 長官官房・・・研修、納税相談、申告書センター

人数は2004年3月31日現在で、3079名となっており、政府が進めている公務員削減計画により年々減少傾向にあります。

(表2) 人員構成

部 署	人 数
長官スタッフ	80
長官部門	65
1部門	730
2部門	353
3部門	915
4部門	686
長官官房	250
合計	3,079

近年サービスの電子化が推進されており、これに伴い定員削減も実施されました。具体的には、従来各税目部門ごとに申告書の收受・管理・発送を行ってききましたが、2004年には将来的に電子申告が主な申告方法になるという考えのもと、長官官房 (Headquarters Unit) の下に申告書管理センターが新設・一本化されました。これにより60のポストを削減しています。

また、オフィスオートメーションにもIRDは力を入れています。2003年3月にIRDにおける「システムインフラ強化プロジェクト」により新しいシステムが完成しました。これにより、納税申告、課税通知書及び電子的に提出された情報の電子的保管、課税金額査定のための納税申告書の管理、内部メールシステムを機密性のあるメールシステムへのアップグレード、が可能になりました。

職員の採用に関しては公務員事務局 (日本の人事院に相当) が、各機関の空きポスト状況を管理して、一元的に採用を行っています。また近年

は政府が人員削減を計画しており、2006 年度から 2007 年度には、公務員数が現在の約 17.8 万人から約 16 万人へと削減される予定になっています。

IRD においては 2003-04 年度に、212 人が退職し、全体で前年度より 132 人減少しています。

**(2) 「賦課決定制度」と「所得分類制度」**

香港の所得税制度は日本のように納税者自身が自分の税額を計算して、申告書を提出して税金を納める「申告納税制度」を採用していません。納税者は、税額確定のための情報を申告書として提供し、IRD がその申告書の審査の後に賦課が行われる「賦課決定制度」を採用しています。また、香港では所得の分類課税制度を採用しており、法人の場合、全ての所得が事業所得税の対象となりますが、個人については総合所得の概念はなく、原則として所得の種類(事業所得、給与所得、不動産所得)別に税金が賦課されます。すなわち、香港を源泉とする雇用所得に対しては給与所得税が課され、香港を源泉とする事業に対しては事業所得税が課され、香港に存在する不動産から生じる所得には不動産所得税が課せられます。ただし、例外的に個人が、パーソナル・アセスメント(Personal Assessment)を選択したときには、全ての所得に対して単一の賦課決定がされます。よって、所得税の種類別に納税者を法人、個人別に分けてみると、給与所得税は個人にだけ課税され、事業所得税及び不動産所得税は法人及び個人に等しく適用されます。事業所得税について考えると、日本のように法人には法人税が、個人には所得税が別々に適用されるのと異なっています。そして上記いずれにも属さない所得には課税されません。

**(3) 法人に対する課税**

上記で説明しましたように、法人だけに対して課税される「法人税法」がありません。法人に対しては、香港において生じたか、香港を源泉とする所得に対して課税されます。すなわち、国外源泉所得は非課税扱いとなっています。また、会社法上、全ての株式会社(上場していない非公開会社も含む)は独立した会計士による会計監査を受けなければなりません。この会計監査を終了しないと会社の決算数値は確定しな

いこととなります。

**申告期限**

申告書は、IRD から会社の登記住所へ直接郵送されます。申告期限は申告書発行日から 1 ヶ月以内となっています。

**申告期限の延長**

IRD は申請により申告期限の延長を認めています。特に多数の申告書を一齐に作成・提出しなければならない納税代行人(Tax Representative、通常会計事務所が該当)に申告を委託した会社に対しては、「ブロック・エクステンション(Block Extension)制度」により、決算期に応じた申告期限の延長が認められています。

例えば 2004 年度の場合は次のとおり申告期限が延長されます。

(表 3)

決 算 期	延長後の期限
2004 年 4 月 ~ 11 月	2005 年 4 月 30 日
2004 年 12 月	2005 年 8 月 15 日
2005 年 1 月 ~ 3 月	2005 年 11 月 15 日

しかしながら、香港の会計事務所からよく言われるのですが、日本に親会社があり、香港に子会社がある親子関係の場合は、この申告期限の延長の恩典が事実上受けられない場合があるそうです。具体的に説明しますと、日本の親会社が 3 月決算で香港子会社が 12 月決算の場合を考えてみますと、日本の親会社の税務申告期限は決算後 2 ヶ月後の 5 月末ですが、香港子会社の税務申告期限は上記の申告期限延長により 8 月 15 日まで提出しなくていいこととなります。しかしながら、日本の親会社がタックス・ヘイブン対策税制の適用を受ける場合や外国税額控除を受ける場合は香港の子会社の税務情報が 5 月末までに必要となるので、その前段階として香港の子会社の会計監査を早期に終了しなければならず、そのためには香港の子会社の決算を早期に終了する必要があるため、事実上申告期限の延長が受けられないこととなります。

**(4) 給与所得税**

会社に勤務するサラリーマンは、給与所得税が課税されます。年末調整がない香港では、毎

年会社に勤める従業員が納税申告書を IRD に提出することになります。課税対象期間は日本のような暦年ではなく、毎年4月1日から翌年の3月31日までとなっています。

申告方法

IRD は、毎年4月初旬に会社あてに「雇用主支払報酬申告書」を送付します。これに各会社は、各従業員別に支払った給与、賞与、住宅手当等を記入し、発行日から1ヶ月以内に提出しなければいけません。一方、各従業員に対して IRD は、毎年5月初旬頃に「給与所得税申告書」を送付します。各従業員はこれに給与、賞与、住宅手当等を記入し、発効日から1ヶ月以内に提出しなければいけません。この雇用主と従業員から提出された申告書を IRD は照合し、その整合性を確認した後、従業員あてに税額及び支払期日が記載された「課税通知書」を発行します。各従業員はこの通知書をもとに納税することになります。この送られてきた課税通知書に対して不服がある場合は、IRD 長官に対して、書面にて異議を申し立てることができます。ただし、この申し立ては、通知書の発行の日から1ヶ月以内に行う必要があります。

その他の義務

会社が人を雇用した場合、雇用開始後3ヶ月以内に IRD に対して、雇用した事実、支払い報酬額等を記載した「雇用開始通知書」を提出しなければいけません。この提出により IRD において給与所得税の納税者として登録されることとなります。また、会社が従業員を解雇した場合やその従業員が第三国へ帰国する場合には、「雇用終了通知書」を退社する1ヶ月前までに IRD 局へ提出する必要があります。これを怠ると最大1万香港ドル（日本円で約14万円）の罰金が課せられることとなります。

また、香港の会計事務所の話によれば、実際は従業員が各自で申告書を作成するのではなく、会社が上記「雇用主支払報酬申告書」を作成したときに、その写しを各従業員に配布し、従業員はその金額を「給与所得税申告書」に転記しているのが実情だそうです。特に日系企業の駐在員は、日本の年末調整に慣れてしまい、税務申告書を作成するのに抵抗があるためか、会社の経理担当者が本人に代わって申告書を作成して、署名だけをもらっているケースが多いそう

です。

(5) 税率

香港政府は毎年3月中旬に来年度の予算案を発表しています。この予算案には、税制改正が盛り込まれています。あくまでも案なので確定ではありませんが、例年6月頃に日本の国会に相当する立法評議会において「修正なし」で法律として制定されているためか、この予算案が発表されると確定したものととして新聞紙上で報道されます。参考までに過去5年間の税率は次のとおりとなります。

(表4)

年 度	事業所得税	給与所得税
2005-06	17.5%	16%
2004-05	17.5%	16%
2003-04	16%	15.5%
2002-03	16%	15%
2001-02	16%	15%

(6) 滞納処理

納税期限までに税金を納めない者については、IRD は未納税額の5%の罰金を課し、さらに滞納期間が6ヶ月を超える部分については、未納税額の10%の罰金を課します。滞納には次の回収手続が迅速に取られます。

回収通知の発行

IRD は、滞納者に金銭を支払う権限を有する第三者（例えば雇用者、滞納者から金銭を借りている債務者など）に回収通知を発行し、その者から滞納税金を徴収します。

民事裁判による回収

上記でも回収できない場合は、民事裁判により租税債権を回収することとなります。なお、民事裁判費用は納税者の負担となり、2003-04年度に納税者が負担した民事裁判費用は、日本円で約2億2000万円にもなります。

(表5 - 1)  
第三者に回収通知を発行した件数

年 度	件 数
2003-04	89,047
2002-03	98,664
2001-02	121,852
2000-01	137,183

(表5 - 2)  
回収通知書に係る滞納税額  
(単位：百万香港ドル)

年 度	滞納税額 (百万香港ドル)
2003-04	4,857
2002-03	4,642
2001-02	4,491
2000-01	5,558

(表5 - 3)  
滞納に係る民事裁判件数

年 度	件 数
2003-04	11,047
2002-03	10,395
2001-02	11,638
2000-01	15,942

**(7) 滞納者の出国阻止制度**

香港の税法では、滞納者の出国阻止制度があり、税金を滞納している者が香港を出国するにあたり、IRD 長官がその出国を阻止できる権限を有しています。

香港の税法にあたる「内国歳入法」の Section 77 には、滞納者が香港を出国する場合、厳密な要件のもと、地方裁判所により、「出国阻止指令」(Departure Prevention Direction、以下略して DPD)を発行することにより出国を阻止できるとあります。

DPD を発行するにあたり、次の要件を満たす必要があります。

その出国者が支払うべき税金の全てを納めていないこと

香港を出国するに合理的な理由がないか、又は香港を離れることが他国に居住すること

が理由であると認められること  
次に具体的な手続を説明します。

IRD 長官の要請により地方裁判所は、当該滞納者が上記条件を全て満たし、かつ当該者を出国させないことが公共の利益に合致すると認めますと「DPD」を発行します。発行された「DPD」は、入国管理局長及び警察庁長官へそれぞれ送付されます。この「DPD」が送付されますと、当該滞納者が税金を納めるか、未納税額に見合う証券を差し入れなければ出国できません。この「DPD」を無視して出国した場合、罰金又は6ヶ月間の懲役に処せられます。

2003-04 にIRD 長官が発行した「DPD」は、200 件になります。当局としては納税コンプライアンスを高めるため、条件さえ満たせば積極的に「DPD」を発行する姿勢を見せています。

**(8) 異議申立と不服審査**

納税者が課税通知書に記載されている納税金額に同意できない場合は、その課税通知書の発行日から原則として1ヶ月以内にIRD 長官宛に書面にて賦課決定内容に同意できない理由を明確にして異議(Objection)を申し立てることができます。IRD の査定官は異議申立書を受理した後、必要に応じて追加の質問や査定所得の減額を行い、納税者が同意すれば税額は確定します。この結果出されたIRD 長官の決定に同意できない場合は、さらに裁判所の審判を受けることとなります。通常はまず初級審としての調停機関(Board of Review)に持ち込み、状況によっては、さらに、高等法院(Court of First Instance)、控訴院(Court of Appeal)から最高裁判所(Court of Final Appeal)まで控訴及び上訴を行うことができます。また、場合によっては調停機関を経ずに直接高等法院へ、または、高等法院を経ずに調停機関から控訴院へそれぞれ控訴することができます。

**(9) 納税方法**

IRD から納付税額、納付期限などが書かれた課税通知書が送られてきますと、その金額に異存がない場合は期限までに銀行のATM(EPS)小切手郵送により税金を支払うことになります。以前は小切手郵送が主な支払い方法でしたが、銀行のATMで公共料金を支払うことができる



「EPS」という手段が導入されてから、殆どの香港人はこの方法を使って支払いを行っています。簡単に「EPS」の方法を説明します。

まず、銀行のATMにキャッシュカードを挿入します。

カードの暗証番号を入力します。

「Bill Payment」を選択します。

「公共機関(Utilities)」又は「政府機関(Government)」を選択します。税金の納付の場合、「政府機関」を選択します。

機関の名称を選択します。ここでは、「Inland Revenue Department」を選択します。

課税通知書に記載されている納税者番号を入力します。

支払い金額を入力します。

支払い記録が書かれた控えがプリントされますので、各自保管しておきます。

#### (10) 納税者の権利救済

異議に際し、IRDは追加資料を要求することができます。実務的にはIRDは異議を受領した際に交渉に応じることになり、もしその交渉がうまくいかなければIRD長官は書面にて1ヶ月以内に納税者に対してその決定に至った理由、決定された内容とともに決定通知を発行しなければなりません。決定通知に不服のある者は、再審委員会に上訴することができ、次いで高等裁判所、最終的には終審裁判所まで上告することができます。

#### (11) 税務調査に関する事務運営の特徴

返還以前は租税回避の疑いが持たれる場合を除いて、IRDによる税務調査は行われていませんでした。しかしながら現在は積極的に税務調査を行うようになっています。

IRDにおいては実地審査部門と調査部門に分けられており、実地審査部門は日本における一般税務調査に該当し、調査部門は脱税が想定され

る案件を扱います。2003-04年度においては14の実地審査部門が設置されており、個人部門・法人部門の区分はされていません。過去4年間における実地審査結果は(表6)のとおりになります。また、14の実地審査部門のうち2つの部門は、租税回避スキーム専門部門になっており、2003-04年度でこの専門部門で実地審査を196件行い、追徴所得は6億3600万香港ドル(日本円で約89億円)の成果をあげています(この件数は、表の数字に含まれています)。香港でも脱税は重大な犯罪と位置付けられており、脱税で告訴されると最高禁固3年の刑に処せられます。香港では脱税が想定される案件を扱う9つの調査部門があり、そのうち2つの部門は刑事事件を念頭に置いた脱税事件を扱う専門部門となっています。2003-04年度において5件の告訴がなされました。

### 5 最近の動向

#### (1) 消費税の導入

ここ数年、香港政府は「消費税」の導入を検討しています。2002年3月に政府の諮問機関である「新財源拡大諮問委員会」が政府に提出した報告書で3%の消費税導入を示唆したことから始まり、2003年8月にその導入に向けて準備委員会を設置して有識者から意見を求め、具体的な実施に向けて様々な角度から検討しました。そもそも消費税導入の背景は、累積した財政赤字解消にあります。2003年だけで850億香港ドル(日本円で約1兆2,750億円)を越しているところに新型肺炎SARSによる打撃を受けて税収不足がさらに深刻な問題となったためです。香港は、事業所得税や給与所得税といった所得に課税する税収が税収全体の約75%を占めています。2001年度の日本における所得課税の割合は約53%となっており、それとの比較から、香港は直接税に依存している税体系になっています。2005-06予算案では消費税導入は見送られました。これは中国本土から

(表6) 実地調査の状況

項 目	2000-01	2001-02	2002-03	2003-04
実 地 審 査 件 数 ( 件 )	1,920	1,921	1,862	1,863
調 査 把 握 所 得 ( 百 万 HK \$ )	9,310.8	8,940.9	9,316.3	9,744.8
追 徴 税 額 及 び 罰 金 ( 百 万 HK \$ )	2,154.8	2,101.5	2,052.5	2,059.2

の観光客増加による好景気が税収増加を引き起こし、財政収支が黒字転換したことが要因です。ただ、安定的な税収財源として消費税は必要との政府の見解はこの予算案に盛り込まれており、将来的に導入する可能性を示唆しています。

### (2) 相続税の廃止

香港政府は、2005-06 年度予算案で相続税の完全撤廃を発表しました。現行の相続税制は、高額所得者には信託を利用し色々な租税回避手段を行うことができるため、中間所得者からは不公平な税制との意見が以前から多くありました。実際に相続税の課税対象資産の約 70%が不動産価値 200,000 香港ドル(日本円で約 280 万円)未満となっています。2003-04 年度の統計では、相続税の税収は 14 億 6 千香港ドル(日本円で約 204 億円)で、全税収の 1.37%にしかなりません。香港政府として、今後香港を国際的な資産管理センターとしての確立を目指していくため、相続税の完全撤廃の結論に至りました。政府予測として増加している中国本土の富裕層の資産がかなりの量で香港に流れ込むだろうと見ています。

### (3) 環境課税の導入

香港政府は 2005-06 年度の予算案の中で環境課税を来年度から導入する方針を示しました。政府は 2005 年 2 月に京都議定書発効の際に温室効果ガス削減に向けて独自の施策を行うと明言し、発電施設のエコ化や二酸化炭素排出規制等の具体案を打ち出しています。本年 2005 年 4 月から家庭から出る使用済みの乾電池やバッテリー類について公共施設や学校、小売店などに回収ボックスを設置し、回収割合に応じてメーカーからリサイクル費用を徴収する政策を始めなど、近年環境問題に積極的に取り組んでいます。

導入しようとしている環境税の具体的な内容を説明しますと、スーパーなどで買い物かご代わりに配られるポリ袋と輸入自動車タイヤを対象としています。

ポリ袋については 1 枚当たり 1 香港ドル(日本円で約 14 円程度)以上と発表しています。政府の見解によれば、最低でも 1 香港ドル程度は課税しないと節約誘因にならないとしています。

す。よって数香港ドル程度の範囲で検討を進めています。ただパンの袋が中身より高くなるような額も不適切としています。

輸入タイヤについても、課税金額は未定ですが、輸入業者に対して輸入時の直接課税を有力視しています。

## 6 会社の設立

香港で事業を営む場合取られる進出形態は次の場合が考えられます。

- 会社を設立する
- 支店を設立する
- 駐在員事務所を置く
- 個人営業を行う

一般的に香港では会社が簡単に設立できるため、会社を設立して、香港で事業を行う場合が一般的です。香港では、会社法により同じ会社の名前が 2 社存在しないことになっています。よって、会社を設立する場合は、設立しようとする会社の名前が既に存在していないか登記所で確認しなくてはなりません。会社法では、登記するには英文表記が義務付けられ、漢字表記は任意となっています。また会社名の最後に「Limited」を表記しなくてはなりません。

次に登記方法を説明します。香港で会社を設立する場合、法人登記所に会社設立書類を提出します。提出後約 4 週間で「会社設立証明書」が発行されます。この証明書が発行されれば、会社としていつでも事業を行うことができます。また、事業開始後 1 ヶ月以内に、会社は IRD に商業登記を申請しなくてはなりません。

この会社設立手続きをさらに簡便化し、実働までの手続期間を短縮するためにセルフカンパニーを購入する方法があります。このセルフカンパニーは標準的な事項を既に網羅している合法的に設立された会社です。短期間に会社を設立しなくてはならない者は、このセルフカンパニーを購入後、株主及び取締役等の名義変更を行うこととなります。ちなみに、外資系会計事務所のパンフレットには、「わが会計事務所は、セルフカンパニーの株式を所有しており、あらゆる種類の事業に適応した会社を皆様に提供することができます。」とあるくらいセルフカンパニーを購入することは香港で

は一般的なことです。

会社設立のために法律事務所に支払う費用は、約 22,000 香港ドル（日本円で約 33 万円程度）です。これに、法人登記所に支払う資本税が授權資本金 1000 香港ドルに対して 1 香港ドル（日本円で約 14 円）が必要となります。この授權資本金の最低金額は、10,000 香港ドル（日本円で約 140 万円）なのですが、払込資本金の最低金額は、2 香港ドル（日本円で約 28 円）となっています。このことから、香港に実態がなく、銀行口座の名義人となるために会社を設立している場合に払込資本金額は、2 香港ドルの場合が多くなっています。香港法人は会計監査や税務申告が義務付けられていることから、単に銀行口座の名義に利用するだけの場合、維持コストの安い英領ヴァージン諸島（BVI）で設立した法人が広く利用されています。

2004 年 2 月 13 日に、会社法が改正されました。この改正で従来最低株主は 2 名以上要求していましたが、1 名でも可能になりました。改正前は、日本の親会社が 100% 出資の香港子会社を設立する場合どのようにしていたかといいますと、最低 2 名の株主が必要なために、1 株だけ香港子会社の代表者に保有させて、この代表者から日本の親会社に信託文書を差し入れることにより名義株主とし、実質的に 100% 出資の子会社としていた経緯がありました。もちろん登記簿を閲覧しても形式的には 2 名株主となっており、名義株主の文言の記載はされていません。

また、従前の会社法では、取締役も最低 2 名必要でしたが、改正により 1 名でも可能になりました。ただし、香港株式市場へ上場している会社は適用されません。このような改正の背景は、現在香港が 21 世紀の主要な国際金融センターにふさわしい法的インフラの整備を行っており、今回の改正もこの流れの一環からきています。

## 7 電子申告

現在香港では、香港政府が行政効率を上げるために行政サービスの電子化を推進しています。2001 年に政府が電子化サービス計画（Electronic Service Delivery Scheme）を発表し、その一環として電子申告システムが導入さ

れ、インターネットによる申告が可能になりました。そして翌年の 2002 年には「TeleTax」という電話による税務申告システムが導入されました。この電話によるシステムは、納税者が予め IRD から配付を受けた PIN 番号、所得金額、各種控除金額等を電話の自動音声に従ってボタンを押し入力する方法です。このシステム導入により、パソコンを持たない納税義務者も電子申告（正確にはアナログ申告？）が利用できるようになり、一層その利用者の裾野が拡大しました。また、2004 年には電子印紙税サービスも開始されています。従来では印紙税の支払いに際して、納税者が課税文書を IRD に持参するか、郵送による方法で納付していました。今回インターネットにより、画面上でパスワード、課税文書の種類、契約書の内容等を入力する方法で納付できるようになりました。

## 8 職場研修制度

中国への返還以前は、悪質な脱税案件以外は積極的に税務調査は行われていませんでした。しかし、ここ最近は毎年 2 千件あまりの税務調査を実施しており、このため職員の研修にも力を入れています。IRD は税務大学校のような外部の研修機関を持っていません。よって主な研修は IRD 内で実施されますが、民間機関や海外での研修も行っています。2003-04 年度においては SARS の影響もあり、例年より少なめの研修日数でしたが、それでも延べ 9,555 人日実施しており、1 人当たり 3.0 日研修を実施したことになります。まず初めに Assistant Assessor（査定官）に任命されると、査定官として必要な知識を習得するための初期研修を受けなければなりません。内容は税法と査定実務から構成されています。2003-04 年度には 36 人が受講しました。査定官となつてからは、毎年庁内で「専門教育セミナー」研修が実施されています。内容は、不服申し立て、最新税法、リーダーシップ等、全 9 科目になっており、2003-04 年度は 1246 人が受講しました。また民間の公認会計士協会が主催している会計学のセミナーや OECD が主催している海外の研修にも積極的に職員を派遣しています。

IRD においては日本のような租税教育は実施されていません、一般納税者向けにさまざまなセ

ミナーが開催されており、誰でも参加できるようになっています。

## 9 国際課税と事前確認制度

香港には国際間の取引に関する移転価格についての個別的な規定はありません。これは香港では一般的に他国と比べて税率が低いので、香港法人が関連非居住者との間の取引を通じて香港外に所得を移転することは考えられないからです。しかしながら香港で事業を行っていない非居住者が、親密な関係にある居住者との間で適正価格による取引を行っていない場合に得られた所得については、その移転価格につき租税回避阻止法(内国歳入法第 61 条)が適用されます。この規定はとても簡素なものになっています。これはこの規定を実施する場合は非常に複雑で詳細な規定を作成する必要があるため、税制の簡素化という香港税制の基本政策と反するからです。一旦、この規定が適用されると非居住者は香港で事業を行っているものとみなされ、その事業から得た所得は、居住者に対して課せられることとなります。また、1998 年 4 月 1 日に有料による事前承認制度も導入されました。ただし、既に実施済みの取引や将来の実施が不確実な取引については適用できません。事前確認の申請後、通常は約 6 週間で IRD より確認結果を受け取ることができます。申請料は内容により違いますが、10,000 香港ドル(日本円で約 14 万円)又は 30,000 香港ドル(日本円で約 42 万円)の定額料に時間あたりの料金が請求されます。

## 10 税理士税度

香港においては日本の税理士というような税務申告等だけを対象とした専門職は存在しません。税務サービスを行う専門家は、香港公認会計士で香港会計士協会の会計士試験を受けて合格する必要があり、合格後所定の会計事務経験を経て香港会計士協会に入会することができます。また、米国、英国及びオーストラリア等の会計協会の正会員は、香港における試験に合格しなくても香港会計士協会への入会を申請できます。

## 11 最後に

かつての宗主国英国が「自由放任」という政策をとり、自由経済を志向したことにより、タックスヘ

イブンとして香港が成り立っていました。簡素な税制・税率の低率政策もこの「自由放任」という政策のひとつです。言葉は悪いですが、経済活動は自由、そのかわり老後の生活、福祉は自分で考えるということです。とてつもない金持ちが出る半面、物乞いもまた街にあふれています。そのかわりビジネスで成功した人間は、寄付を要求されます。寄付をいくら出したかで、その人間が評価されたりします。香港人はお金のことしか考えないなどという風評もありますが、実際は寄付をすることで、香港社会全体のバランスを維持していると感じます。私の香港の友人は、自分達のことを「中国人」と呼ばず「香港人」と呼んでいます。英語を自由に操り、「レオナルド」や「モニカ」など英語名で呼んだりするなど、中国人との違いをしきりに強調します。返還後の方が「香港人」を意識するようになったと打ち明けます。基本法では香港の自治が公約されているのは 50 年間だけです。この 50 年後に向けて香港は現在模索中ではありますが、IRD が税の世界で各国と強調し、その貢献度を高めています。このように香港の独自性を積極的に出す背景には、50 年後に中国に吸収されないパワーを今から蓄えていこうとする姿勢ではないのかという印象を持ちました。

(注)

本文中の年度の表記については、原則 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を表します。例えば「2004-05」は、「2004 年 4 月 1 日から 2005 年 3 月 31 日」を意味します。